

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書

※欄は記入しないでください。

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第2号 第40条の7の10第25項第2号 において準用する租税特別措置法 第70条の7第16項 第70条の7の2第17項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税・相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事情の別及びその事情が生じた年月日

承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当する事由にレ点を付してください。

- ① 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第1号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第1号に該当
 - ・ 譲渡等があった日 令和____年____月____日
(譲渡先の氏名・名称 _____ 住所・所在地 _____)
- ② 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第2号に該当
 - ・ 解散をした日 令和____年____月____日
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日 令和____年____月____日)
- ③ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第3号に該当
 - ・ 合併が効力を生じた日 令和____年____月____日
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称 _____ 所在地 _____)
- ④ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第4号に該当
 - ・ 株式交換等が効力を生じた日 令和____年____月____日
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称 _____ 所在地 _____)

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事情に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

- ① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 ① _____ 円
- ② 承継会社株式等^(注3)の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____ 円
- ③ 承継会社株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____ 円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____ 円
- ⑤ 剰余金の配当等の額(イ+ロの金額)^(注6) ⑤ _____ 円
- イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____ 円)
- ロ 承継会社から支給された給与^(注7)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____ 円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(① - (④ + ⑤)) ⑥ _____ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等の譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に係る書類を添付して提出する必要があります。

1 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第1号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第1号に該当」する場合は、次の場合をいいます。

(1) 特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第45項に定める者をいいます。

(2) 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【(1)に該当する場合の添付書類】

① 譲渡等があったことを明らかにする書類

② 譲渡等後の承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）

③ 譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）

④ その他参考となる書類

【(2)に該当する場合の添付書類】

① 次に掲げる承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

② 譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）

③ その他参考となる書類

2 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第2号に該当」する場合は、承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

① 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

② その他参考となる書類

3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第3号に該当」する場合は、承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

① 合併があったことを明らかにする書類

② その他参考となる書類

4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第4号に該当」する場合は、承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等^(注2)となった場合をいいます。

【添付書類】

① 株式交換等があったことを明らかにする書類

② その他参考となる書類

(注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

(注3) 特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等をいいます。

(注4) 承継会社株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

(注5) 「承継会社株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項に定める金額をいいます。

(注6) 承継会社の株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、承継会社の解散前5年間に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

(注7) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。